

# 「奨学のための給付金」についてのお知らせ

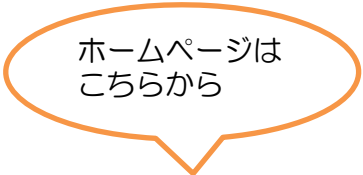
山形県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を交付します。

- 【対象者】 令和8年7月1日時点で、次の①、②の両方を満たす生徒の保護者
- ①保護者（親権者）等が山形県内に住んでいること
  - ②次の(1)～(2)のいずれかに該当すること
    - (1)保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税であること
    - (2)保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満であること
- ※家計急変による経済的理由から上記(1)～(2)に相当する世帯として認められる場合も含まれます。

- 【国籍要件】 日本国籍等：日本国籍、特別永住者、日本人・永住者の配偶者、定住者、家族滞在で日本の  
小学校・中学校を卒業した者等・・・【給付額】に記載の「新制度」に該当  
日本国籍等以外：上記以外の在留資格の者・・・【給付額】に記載の「旧制度」に該当  
※ 令和8年度以降に入学した留学生については対象外

【給付額】

| 世帯状況                      | 全日制（年額）  |          | 通信制（年額） |         |
|---------------------------|----------|----------|---------|---------|
|                           | 新制度      | 旧制度      | 新制度     | 旧制度     |
| 生業扶助受給世帯                  | 52,600円  | 52,600円  | 52,600円 | 52,600円 |
| 非課税世帯                     | 152,000円 | 152,000円 | 52,100円 | 52,100円 |
| 所得割の合算額が<br>105,500円未満の世帯 | 50,670円  | —        | 17,370円 | —       |
| 所得割の合算額が<br>182,500円未満の世帯 | 38,000円  | —        | 13,030円 | —       |



- 【申請方法】 山形県内の私立高校等の場合は、申請書類を在学する学校へ提出してください。  
山形県外の私立高校等の場合は、申請書類を山形県へ郵送により提出してください。  
※申請書類は、学校に問い合わせるか山形県ホームページをご覧ください。
- 【提出期限】 学校が指定する期日までに提出してください。  
【県外の方（通常分）は、令和8年10月31日（土）まで郵送（当日消印有効）】  
※家計急変世帯に該当する場合の提出期限は、山形県ホームページをご覧ください。  
※期限までに提出がない場合は、原則、申請を受け付けられません。  
やむを得ない事情により期限内に提出できない場合は、事前に学校にご相談ください。
- 【交付時期】 申請後（県内の学校の場合は学校でとりまとめ提出後）2カ月程度の予定
- 【その他】
- ・手続きで不明な点は、在学する学校へお尋ねください。
  - ・申請内容に虚偽が認められた場合には、給付金は返還の対象となります。
  - ・当該給付金については使途の確認を求めるものではありませんが、授業料以外の教育に必要な経費として活用してください。

- 【お問い合わせ先】  
山形県総務部高等教育政策・学事文書課 私学宗務担当  
住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話：023-630-2191（直通）